

全世代型生涯学習推進のための  
公民館事業の在り方について

( 答 申 )

令和8年3月27日  
郡山市立公民館運営審議会

## はじめに

人生 100 年時代や Society 5.0 の到来、DX の急速な進展、新型インフルエンザ等への対応をはじめとする急速な社会経済環境の変化や取り組むべき課題の複雑化を受け、今後、我が国の地域社会においては、住民主体でこれらの課題や変化に対応することが求められています。

また、各地域において地域固有の魅力や特色を改めて見つめ直し、その維持発展に取り組むことが期待されているところです。

こうした中で、地域における学びは、一人一人の生涯にわたる学びを支援し、住民相互のつながりの形成の促進、地域の持続的発展にも資することから、より一層重要になっています。

国の「第 4 期教育振興基本計画」では、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える土壌を耕しておくことが求められるとされ、持続的な地域コミュニティの基盤を形成するうえで社会教育の役割はより一層重要になっています。

郡山市では、令和 7 年 4 月から「一人ひとりのウェルビーイングと『学び』を高める郡山の教育」を基本コンセプトとした「第 4 期郡山市教育振興基本計画」がスタートし、生涯学習分野においては、「社会全体で取り組む子どもの学びや育ちの支援」と「生涯学習社会を実現する学びと成長のエコシステムの構築」を基本目標と定め、各種施策を展開することとしています。

そのようななか、勤労青少年ホーム統合後の中央公民館が、青少年が地域へのつながりを感じ、地域への愛着やシビックプライドを育み、地域に根差し活躍できる機会を創出するとともに、子どもから高齢者まで全世代交流による地域の課題解決や魅力を発信するなど、新たな生涯学習の中核的拠点として、幅広く事業運営に取り組むため、当審議会では、事業の拡充と機能の拡充の両面から「全世代型生涯学習推進のための公民館事業の在り方」について、審議結果を答申いたします。

# I 事業の拡充

## 1 子ども・若者への取り組みの拡充

「全世代型生涯学習」の拠点となるためには、子ども・若者世代のニーズに対応した事業展開が求められます。「居場所の拡充」と「交流の仕組みづくり」を両輪として、すべての若者が未来への希望を育むことができる学びと交流のプラットフォームへと進化させることが強く求められます。

既存の事業を、維持するとともに新たな交流のプラットフォームへと進化させることが求められます。

### (1) 若者の居場所の拡充

- ・広域圏高校生学びの広場「ほぼいえ」

郡山市では、高校生等の“学びたい”を応援しながら“人づくり・地域づくり”をコンセプトに掲げ、自主的な学びの場として、中央公民館3階に学習スペースを設置しています（令和6年度から）。

今後は、「仲間とつながれる場所」、気軽に立ち寄り、安心して過ごせる物理的・心理的な「居場所」として、多様な学びと交流の機会を継続的に提供することが必要です。

### (2) 交流の仕組みづくり

現在、「ほぼいえ」では、高校生の進路相談などのキャリア学習、地元協賛企業や大学生との交流などを定期的実施しています。

また、公民館で行われている地域の歴史・文化を学ぶ講座や地域課題の解決を考える講座は、小中学校や高校で行われている探究学習や総合的な探究の時間などとても親和性があり、共通の認識で世代を超えて共に学ぶ機会となる可能性があります。

「ほぼいえ」が中央公民館に設置されていることを活かし、協働での取り組みを進めていくことも全世代型生涯学習を推進するために必要です。

## 2 ニーズに合わせた事業の実施

社会構造や価値観が急速に変化する現代において、地域住民の学習意欲や自己実現への関心は、ますます多様化・高度化しています。このような時代背景の中、中

中央公民館が「全世代型生涯学習」を推進する拠点としての役割を果たし続けるためには、利用者のニーズに柔軟かつ的確に応えていく姿勢が不可欠です。

#### (1) 多様なニーズに合わせた講座内容や曜日・時間帯の見直し

現役世代や若者など、これまで公民館を利用してこなかった層の参加を促すため、講座内容の見直しや開催時間を日中・夜間から早朝や週末などに拡大するとともにオンライン開催など多様化するニーズへの対応が考えられます。

例えば、就労中の少子化・核家族化等で孤立しがちな親子の居場所づくりと子育ての不安解消を図るために開催している「のびのび子育て広場」は、平日の午前中に開催されていますが、開催日を土日に変更するなどにより、これまで、子どもと母親の組み合わせから男性や育児休暇後の就労中の女性に広がる可能性があります。

#### (2) 開催形式の多様化

講座の内容によっては、開催形式を対面講座に加え、オンライン（ライブ配信）などに拡大することで、参加者の層に厚みが出てくることも考えられます。

このことにより、これまで時間的、物理的な制約から公民館を利用出来なかった方々への学びの機会が拡充されると考えます。

### 3 各地区・地域公民館との連携

地域に最も身近な学習拠点である公民館が、多様化する住民ニーズに応え、質の高い生涯学習機会を提供し続けるためには、市内に点在する各公民館が個別に活動するだけでなく、互いの強みを活かし、弱みを補い合う有機的な連携をすることが不可欠です。

地域の歴史や伝統文化の継承など単館での実施が難しい課題に対し、中央公民館と各地区公民館が、協働で事業を展開することなどが考えられます。

### 4 交流機会の創出

生涯学習の本質は、単に知識やスキルを習得することだけにとどまりません。学びを通じて、外国人や障がい者などを含めた多様な人々が出会い、語り合い、互いの価値観を認め合う「交流」のプロセスそのものに、個人を成長させ、地域社会を豊かにする大きな価値があります。

そのため、事業参加者同士や事業間での交流が図られるようなアプローチを取り入れ、公民館の役割である「つどう」「まなぶ」「むすぶ」を体現した事業構成に努めることが必要であると考えます。

### **(1) 事業参加者同士や事業間での交流促進**

受動的な講義スタイルから参加者同士の交流を促すため、グループワークの時間を積極的に設けることなどにより、一方的な学習から双方向の学び合いに転換することができます。

また、公民館では、様々な講座を実施していますが、共通のトピックを入れ込むことにより、話題の共有を図るなどの工夫が考えられます。

例えば、転入女性を対象に市の概要・歴史等を学び、本市への理解と、受講生同士の親睦を深めるための講座「はやまーぜ」について、学生や外国人対象のコースを増設し、施設体験や公民館周辺の散策を合同で行うなどの交流や、大人対象の講座と「はやまっ子」や「キッズスクール」との交流など既存の講座を組み合わせることにより世代間交流も可能となると考えられます。

## **Ⅱ 機能の拡充**

### **1 社会教育人材の育成・活用**

社会教育の中核を担う人材として、専門的職員である社会教育主事の役割が重要である一方、地域には多様な経験や知識を持つ人々が存在します。これらの人々を社会教育の担い手として位置づけ、活用することが求められています。特に、平成29年の社会教育法改正により創設された「社会教育士」は、その中核を担う存在として期待されています。

#### **(1) 地域の社会教育を担う人材の育成**

郡山市では、生涯学習きらめきバンク活用事業において、地域で活躍する様々な分野の指導者を「達人先生」として人材登録し、地域での学習活動支援をしているところです。

中央公民館では、新たに創設された「社会教育士」や「達人先生」が地域の学習活動コーディネーターとして活躍できるような仕組みを創出するとともに、「社会教育士」と「達人先生」そして、公民館を利用する社会教育団体とを“むすぶ”「プラットフォーム」としての機能を拡充すべきです。

## (2) 公民館職員のスキルアップ

公民館は、地域住民の学習活動の支援のみならず、地域課題の解決に向けた学習機会の提供や、多様な主体と連携・協働した地域づくりの拠点としての役割が一層期待されています。

このため、公民館職員には、地域課題を把握し、解決に向けた学習プログラムを企画・立案する能力や、住民や関係機関等との間を調整するコーディネート能力がこれまで以上に求められることから、今後も職員研修を継続的に実施することが重要です。

## 2 有資格者の適正な配置

社会教育主事は、公民館活動の企画・実施、地域住民への学習支援など、公民館運営の中核を担う専門職です。公民館が地域社会の生涯学習拠点としての役割を十全に果たすため、社会教育主事を含む有資格者の適正な配置と研修を通じて、公民館活動の質を確保することが求められます。

また、地域の多様化する学びに応じ、社会教育主事（社会教育士）だけでなく、学芸員や情報関連の有資格者なども有用だと考えます。

### (1) 社会教育士（社会教育主事養成課程修了者）の育成と活用

第4期郡山市教育振興基本計画では、「学びを支える人材の育成」として社会教育主事・社会教育士の育成が示されています。

社会教育士だけでなく、地域の社会教育団体の方々の活躍、スキルアップの場としての機会を提供することにより、これまでよりも全世代型生涯学習事業としての展開が期待されると思われます。

#### ※社会教育士とは

平成29年の法改正に基づき令和2年4月より、大学等で社会教育に関する所定の課程を修め、文部科学大臣が認定する「社会教育士」の称号が付与されるようになりました。

これは、社会教育主事となる資格（社会教育主事任用資格）を証するとともに、社会教育に関する専門性の社会的な認知度を高め、今後の生涯学習社会の実現に向けて、地域と学校の連携・協働を進める中核となる専門人材を養成することを目的とするものです。

### 3 中央公民館の機能拡充

中央公民館が位置する麓山周辺地区には、新たに郡山市歴史情報博物館が整備され、MLA連携企画係が設置されています。

美術館、図書館、博物館、公民館等の社会教育施設や文化施設がそれぞれの専門性や機能を相互に活用し、連携・協働した取組を進めることは、利用者に対するサービスの質の向上や、地域文化の振興に資するものであり、極めて重要です。

中央公民館が拠点施設として機能するため、この取組みを中央公民館だけでなく、地区・地域公民館にも広げられるような事業の創出に取り組むことも求められます。

### 4 ニーズに対応した運営体制

夜間や週末の講座開催、他の施設との連携調整等多様化するニーズに合わせた事業を実施するためには、職員の勤務形態などの運営体制についても柔軟に対応しなければなりません。

職員の健康や生活に配慮しながら、また、職員間のコミュニケーションや情報の共有等が損なわれることなく公民館の運営が円滑に行われるよう時差出勤の活用などの取組をしていくべきと思われます。

また、ICTを活用した効率的な事務の推進を図ることも求められます。

**令和6年6月1日から令和8年5月31日  
郡山市立公民館運営審議会委員**

○現委員

区分	氏名	職業等
学校教育	高宮 裕	郡山市立明健小学校長
	多田 晋	郡山市立三穂田中学校長
	山内 浩	福島県立郡山商業高等学校長
社会教育	菅野 瑞穂	NPOしんぐるぺあれんとF・福島事務局長
	本田 剛	郡山市文化団体連絡協議会事務局長
	樽川 正規	日和田町伝統芸能高倉人形浄瑠璃副会長
	松村 賢剛	郡山市体育協会会長
家庭教育	○鈴木 和子	郡山家庭教育を支援する会庶務
	村上 和子	郡山市主任児童委員
	柳橋 久美	「のびのび子育て広場」サポーター
	菅原 正裕	郡山市PTA連合会副会長
学識経験者	柳沼 湧	郡山市自治会連合会監事
	◎横溝 聡子	郡山女子大学短期大学部幼児教育学科教授
	鈴木 由佳	公民館講座講師
	鈴木 祐介	福島民友新聞社郡山総支社報道部長
	佐藤 嘉秀	郡山商工会議所常務理事
	二瓶 幸恵	株式会社エフコム専務取締役
	李 莉岩	日中文化ふれあいの会幸福会長
	柳沼 美咲	一般社団法人Spread From Fukushima副代表
	三部 香奈	一般社団法人グロウイングクラウド代表理事
	北浦 典子	株式会社福島人材派遣センター常務取締役兼営業本部長
公募	増子 静江	会社員

◎：委員長    ○：副委員長

○前委員（任期：令和6年6月1日から令和7年7月23日まで。職業等は当時）

区分	氏名	職業等
教育学校	関根 宏房	郡山市立小原田中学校長
教社会	高橋 正好	郡山市文化団体連絡協議会事務局長
家庭教育	高橋 信男	郡山市PTA連合会副会長

郡山市立公民館運営審議会 諮問検討経過

回	月 日	検討事項等	開催場所等
1	令和6年8月30日	公民館の概要及び事業についての説明 運営審議会のスケジュール等についての説明	郡山公会堂
2	令和7年2月18日	諮問事項についての説明・質疑 国及び郡山市第4期教育振興基本計画概要についての説明・質疑 諮問事項に関する中央公民館の現状についての説明・質疑	中央公民館
3	令和7年7月29日	答申の骨子（案）についての審議	中央公民館
4	令和8年2月27日	答申（案）についての審議・答申の確定	中央公民館
5	令和8年3月27日	教育長への答申報告	教育委員会